

第103回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成25年10月8日(火)

招集場所 米子市役所 402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	伊塚 定弘委員	2番	石橋 明広委員	3番	田邊 雄一委員	4番	大縄 敬次委員
5番	松原 幹人委員	6番	松林 貢委員	7番	佐々木知俊委員	8番	山中 春夫委員
9番	木澤 純一委員	10番	船岡 市秋委員	11番	安田 浩委員	12番	唐来 新市委員
13番	安達 卓是委員	14番	精山 悦子委員	15番	高田 衛委員	16番	高西 史郎委員
17番	吉澤 一誠委員(部会長)						

欠席委員 なし

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 長谷川主任 八幡次長(農林課) 木村主任(農林課)

日 程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議席の決定

4 議事録署名委員の指名

5 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

イ 第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第24号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第25号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (吉澤委員)

第103回農地部会を開きます。

そういたしますと、最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

それでは、議席番号5番の松原幹人委員と、議席番号6番の松林貢委員にお願いしたいと思います。

また、本日の欠席はございません。

それでは、審議に入ります。はじめに、3ページの議案第22号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号22の日下について、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼します。

番号22の日下について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が売買で、農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は147aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

10番（船岡委員）

報告がありましたように、これは譲受人が売買で農地1,398㎡を取得するもので、なんにも問題はありませんのでよろしくお願ひします。ひとつ申し上げておくことは、これは売買ですけれども、この土地は草がすごく生えてまして、それを新しく開墾してやるということです。買われる方の奥さんは以前に農業委員をされていた〇〇さんです。きちんと片付けて、柿、栗だとかを間違いなく植えますからと言っておられますので、よろしくお願ひします。以上です。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号23の上福原についてですが、私が地元委員として説明したいと思ひますので、議長を交代いたします。

（議長交代・・・部会長から伊塚部会長職務代理へ）

議長（伊塚委員）

それでは番号23、上福原について事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼します。

番号23の上福原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、代物弁済契約に基づいて農地を取得しようとするものです。代物弁済契約についてですが、債務者が債権者の同意を得て、その負担した給付に替えて他の給付をしたときは、弁済と同一の効力を有するという民法の規定に基づいた契約です。たとえば、今回のように借りたお金の返済の代わりに、相手方の了承を得て不動産で弁済するという形態の契約です。申請人より、代物弁済に係る契約書の写しの提出も受けております。また、取得後の経営面積は、74aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（伊塚委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

17番（吉澤委員）

はい。これは議案にもありましたように、譲受人が代物弁済契約で農地1,523㎡を取得しようとするものです。譲受人につきましては、農地もきちんと耕作しておりますし、特に問題ないと考えております。また、許可要件についても特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（伊塚委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（伊塚委員）

それでは、異議がないようですので、許可と決定いたします。
そういたしますと、議長を交代いたします。

（議長交代・・・伊塚部会長職務代理から部会長へ）

議長（吉澤委員）

続きまして、5ページ、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施

行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号33の和田町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（安達委員）

はい。33番について説明をいたします。

申請者は議案のとおりで、申請地は先月、現地までは直接行かれなかったですけども、バスの中で方向を示させてもらって、あの地にありますと言った現地です。この地は和田町の畑2筆で合計360㎡です。申請者は認知症高齢者グループホーム建設に伴いまして、付属施設として職員用の駐車場の整備を計画したものです。

土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、農業用道路の通行に係る同意もあります。500m以内に和田浜駅があるため、第二種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号33について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

16番（高西委員）

これは、この前、農林課の若い職員が説明したところだな。

議長（吉澤委員）

そうしますと、特に異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号34の吉岡について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

5番（松原委員）

現地調査で最後に見てもらったところですよ。

申請者は議案のとおりです。申請地は吉岡の田で面積は499㎡です。実家近くの妻の父名義の土地を借り受け、住宅の建築を計画したものです。一部、駐車場にしてあります。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満の農地であるため、第二種農地に

該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくご審議お願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号34について、地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号35の淀江町西原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

12番（唐来委員）

現地調査で3番目に見ていただいたところでございます。35番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町西原の畑で面積は507㎡です。

申請者は木材及び製材品、住宅関連資材の販売をしておりますが、乾燥製材製品の納入を求められるようになり、その乾燥施設等スペースが必要となり、申請地に木材製品乾燥施設を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。

住宅が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、第二種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号35について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号36の河崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（山中委員）

2番目に見た、中海テレビの敷地の拡張ですけれども、あその場所は農地としては利用価値がないような所ですけれども、概ね

10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第一種農地になっておりまして、なかなか転用は難しいんじゃないかなという場所ですが、施設の拡張です。

中海テレビが、出来た当初よりもかなり事業エリアが広がっておりまして、そのため、来客用ないし職員の駐車場が足りないということと、機材が非常に多くなって倉庫を建てるための土地が必要であるということで、今の申請の土地を拡張して駐車場なり、倉庫を作りたいということです。

土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もありますので、問題ないかというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号36について、地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

13番（安達委員）

すみません。

委員さんが言われるところに沿うところですけども、今後の見通しで、今、地上波とか色々言われてる時代で、テレビの経営っていうんですかね、よく分からんところがあって、先々、中海さんの契約、テレビの経営っていうのがどこまで見通せるもんかなど。まあ僕らは専門じゃないんですけども、3年先にパタッということになったりはなんらんと思いたいですね。広い面積ですから、やっぱり農地を確保せんといけん反面、先の見通しをテレビジョンの経営者は持っておられるでしょうと思いつつ、大きな広い所が農地から替わっていくわけですから、ずっと見守りたいというのも一方にありますね。どうもなんですけども、で、一方では社長さんが、市場の経営者でもありますから、是非そこらへんを見てほしいなと思いますね。

議長（吉澤委員）

その他、何かありますか。

それでは、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ、議案第24号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。9ページに利用集積計画総括表がございます。

今月は、転貸を除く利用権設定が9件、農地保有合理化事業により機構が借入を行う案件が1件、機構が転貸を行う案件が3件ございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である石橋委員の退席を求めます。

(石橋委員退席)

議長（吉澤委員）

そういたしますと、11ページ、番号10-1について事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが7筆 15,809 m²、畑に関するものが7筆 12,005 m²、ございます。番号10-1は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、966 a となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定といたします。

番号10-1の審議を終了しましたので、石橋委員の着席を求めます。

(石橋委員着席)

議長（吉澤委員）

それでは、11ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号10-2から番号10-9までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号 10-2 は、再設定となっております。

番号 10-3 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっております、借人の設定後の経営面積は、111 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 10-4 は、借人の要望による設定となっております、設定後の経営面積は、168 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 10-5 から番号 10-9 までは、再設定でございます。以上です。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から番号 10-2 から番号 10-9 までの説明がありました、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして、14 ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

続きまして、14 ページ、番号 10-1 は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、16 ページ、番号 10-1 が 83 a、番号 10-2 が 77 a となっております。番号 10-3 は鳥取県農村農業担い手育成機構が農地保有合理化事業で中間保有している農地を貸し付けるものです。設定後の経営面積は、471 a となっております。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、担い手育成機構が借入れて転貸する案件について説明がありました、ご意見、ご質問等ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議に入る前に、農林課に来ていただいておりますので、農用地区域からの除外について説明をしていただき、その後で審議に入りたいと思います。

では、お願いします。

八幡次長（農林課）

（農用地区域の除外について説明）

議長（吉澤委員）

そうしましたら、次に、18ページの議案第25号をお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。

19ページ、番号1、2について事務局からの説明をお願いします。

八幡次長（農林課）

はい。この案件は農振農用地の除外で、基本的に農振農用地の除外は5要件に当てはめるということでございますけども、先程も言いましたとおり、農家住宅、分家住宅に関しましては、この5要件に照らし合わせながら、除外を出来るだけ認めてあげるとというのが基本的な考えでございます。よほどの所でない限りは。

2件出ていますけども、今日、現地は見てもらったんですかね。

11番（安田委員）

私が説明するから。分かるとる範囲で。今日、初めに現場に行ってもらいました。所有者の息子さんと娘さんが家を同時に建てたいということで、父親のほうは元気だけど奥さんがちょっと調子が悪くて、息子さんたちが、父親がねぎを周りに作りますので、その畑の手伝いをするっていうことでした。

八幡次長（農林課）

ありがとうございました。それで今回の除外で所有者の娘、息子、姉弟二人が同時に除外したいという案件でございまして、基本的には農地は他にも持っておられますので、他の農地ではいけないのか、何でこの場所でないといけないのか検討しました。

ここは住宅が建つ市道に面しているということと集落に一番近い農地ということで、選定理由としては妥当かなというふうに考えております。それとあとは集落の周辺でございますので、集団的な農地の阻害はないですし、農地法上でも一種農地で、分家は集落接続ということで建つというエリアでございますので、出来るだけ農家の皆さま方のご希望に添えるような形で、今回除外の申請をさせてもらったということでございます。

議長（吉澤委員）

そうしますと、番号1番、2番について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

それでは異議なしということで、審議事項は以上でございます。

では、今日はどうもありがとうございました。

八幡次長（農林課）

大変貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

また何かあったら、呼んでいただければと思います。よろしく願いいたします。失礼します。

議長（吉澤委員）

それでは、続いて報告事項に移りたいと思います。

21ページ、(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号20から番号23までの4件を受理しております。

続きまして、23ページ、(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号44から番号50までの7件を受理しております。

続きまして、25ページ、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号10から番号18までの9件を受理しています。

続きまして、27ページ、(4) 非農地現況証明について、番号12から番号14までの3件を証明しています。

続きまして、28ページ、(5) 農地転用現況確認書交付について、番号41から番号50までの10件を交付しています。

11 番（安田委員）

ちょっとすいません。イワタ建設は何を、らっきょうか何か。25ページの11番、15番。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。イワタ建設の農地法第18条第6項の規定による通知書の受理の案件でございますが、イワタ建設の業務縮小に伴いまして、農地の返還の届出があったものでございます。

議長（吉澤委員）

それでは、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

（県農業会議 会議員の事務報告）

議長（吉澤委員）

会長から報告がございましたが、これにつきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題等の追加はありませんか。

それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（大許事務局長補佐）

（事 務 連 絡）

議長（吉澤委員）

それでは、これをもちまして、第103回農地部会を終了します。ありがとうございました。

閉 会 午後 4時 40分